

国や各自治体、札幌市の対応

食品の安全確保体制

生産段階における検査

国や自治体における検査計画に基づき、農畜水産物等の品目ごとに、生産段階における放射性物質の検査が行われています。

その結果、基準値を超える食品が発見された場合、地域ごとに対象品目の出荷制限が行われ、生産地から出荷されることがないように対策が行われています。

詳しくは、厚生労働省のホームページへ
(http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)



中央卸売市場における監視

流通段階における監視

生産段階の対策が確実に行われていることを確認するため、札幌市保健所では、市内の食品の流通拠点である札幌市中央卸売市場及び市内の大型スーパーにおいて、監視員による継続的な監視を実施しています。

また、平成24年4月からは、中央卸売市場内で携帯型の放射線検出器を用いて、流通食品の監視を行っております。

食品中の放射性物質検査

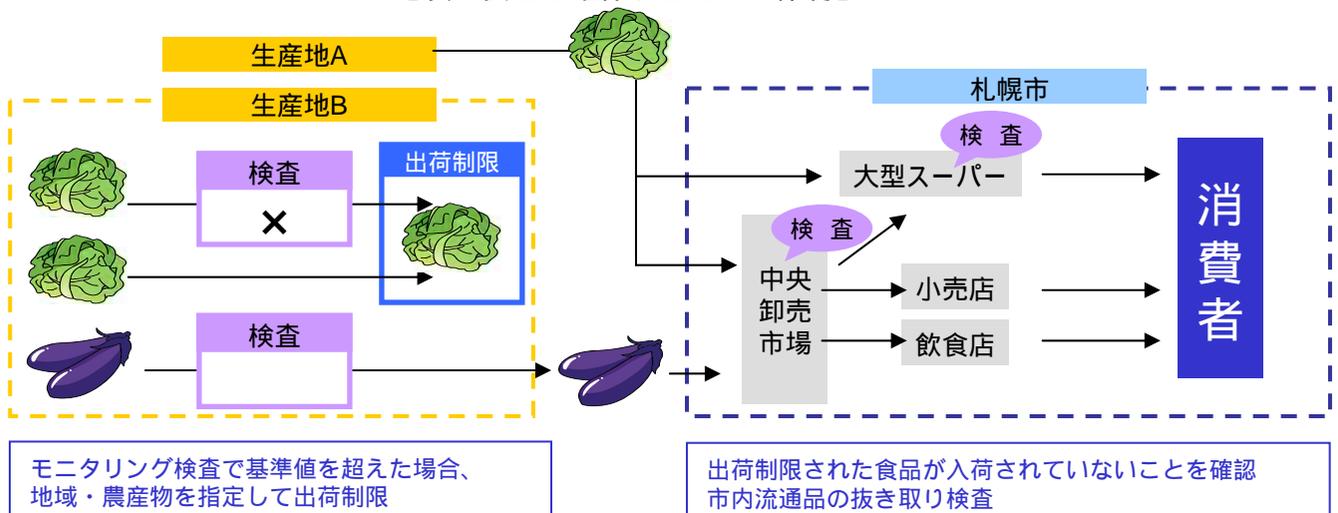
流通段階での対策に加え、平成23年9月からは、札幌市内に流通する食品の安全性を確認するため、中央卸売市場や大型スーパーにおいて食品の抜き取り検査を実施し、その結果を公表しています。

詳しくは札幌市食の安全ホームページへ
(<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/kensa/>)

また、学校給食に使用される食材についても、札幌市教育委員会が定期的に放射性物質の検査を実施しています。

詳しくは札幌市教育委員会のホームページへ
(<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/kensa.html>)

【食の安全を確保するための体制】



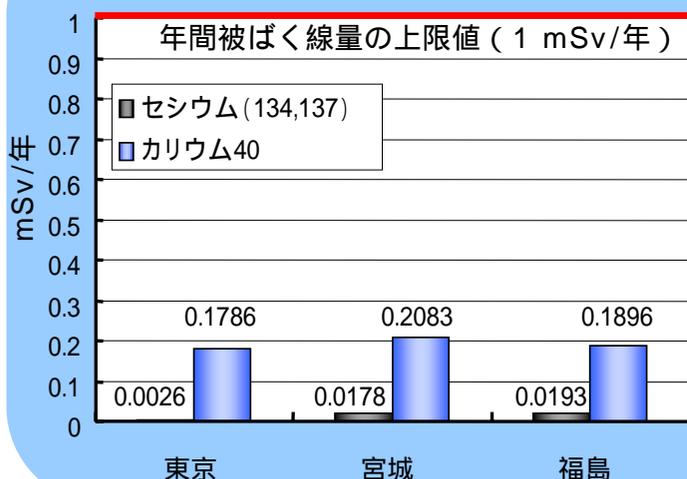
食品からの放射性物質の摂取量推計

平成23年9月、11月に厚生労働省が東京都、宮城県と福島県で市販されている食品を購入して、放射線量を測定し、各都県で平均的な食生活を続けた場合の今後1年間の内部被ばく線量を推計しました。

この結果では放射性セシウムからの被ばく線量は0.0026（東京）～0.0193（福島）mSvにとどまり、福島県であっても天然の放射性物質である放射性カリウムからの内部被ばく線量の1割程度の低い水準となっています。

つまり、食品からの内部被ばくについて、放射性物質による影響は、天然にもともと存在する放射性カリウムによる影響よりも低いと言えます。

食品摂取による内部被ばく線量の推計



調査方法（マーケットバスケット調査）

- 平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは近隣県産品を購入。
- 購入した食品を国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、ゲルマニウム半導体検出器を用いて放射性物質（ヨウ素131、セシウム134、セシウム137及びカリウム40）を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの摂取量（mSv/人/年）計算。

【出典：厚生労働省】

食品以外の放射線量検査

水道水の放射性物質検査

札幌市水道局と北海道立衛生研究所が、札幌市内の水道水についてそれぞれ放射性物質の測定を行っています。平成24年7月31日現在、放射性物質が検出されたことはありません。

詳しくは札幌市水道局のホームページへ

(<http://www.city.sapporo.jp/suido/c01/c01third/houshaseibussitu.html>)

大気中の放射性物質検査

環境中（空気中）の放射線量についても、北海道立衛生研究所で計測が行われています。平成24年7月31日現在、札幌市内において異常値が検出されたことはありません。

また、札幌市では、平成23年10月25日から市内4か所（市役所本庁舎、清田区、南区、手稲区各区役所）において空間放射線量率の測定を開始しました。異常値は検出されておらず、健康に影響はありません。

詳しくは札幌市環境局のホームページへ

(<http://www.city.sapporo.jp/kankyosonota/housyasen/>)